

都市マスタープランを改定

第四次総合計画と整合、平成37年を目標年度に

市では、平成9年度に策定した「海老名市都市マスタープラン」について、策定後の社会情勢の変化や海老名市第四次総合計画との整合性などを踏まえ、平成37年度を目標年度とした計画に見直しました。

都市マスタープランは、10年、20年先の都市像を描き、その実現に向けたまちづくりの基本的な方針を定めたものであり、将来都市構造や土地利用・都市施設の整備方針などを示した「全体構想」、身近な地域の考え方を示した「地域別構想」などで構成されています。

【基本的な考え方】
今回の都市マスタープランでは、都市づくりの基本的な考え方を「都市機能を集積し、暮らしの質を高める都市づくり」とし、都市と自然が共存しながら、持続的に発展することができ、都市づくりを目指します。持続的な発展のためには、少子高齢化や人口減少社会を見据えた的確な対応が必要であり、今後10年間の都市づくりが、その後の20年先の海老名市の発展を左右すると考えています。将来に禍根を残さない魅力

的な都市づくりを進めるために、同プランでは積極的な都市機能の集積や都市基盤整備に関する方針を位置付けています。

【主要な方針】
◇海老名駅周辺における中心市街地形成
海老名駅周辺地区（小田急線海老名駅とJR相模線海老名駅との間の地区）の民間開発、海老名駅西口地区の土地画整理事業の促進、都市基盤整備の推進
◇新たな工業地の確保
運動公園周辺地区および本郷門沢橋地区における交通便利性の良さを生かした新たな工業地の創出、本郷の特別業務地区の見直し

による工業地の確保
◇市街化調整区域の土地利用に関する適正な誘導
現在の市街化調整区域のうち、人口動向や社会情勢を勘案しながら、都市的土地利用の必要性を検討する区域を設定
◇豊かな自然と共存した都市づくり
大山丹沢などの眺望、相模川、斜面緑地、田園風景の保全・活用

＊ ＊ ＊
新しい都市マスタープランは、9月15日頃から都市計画課窓口や市ホームページで閲覧できます。

◎ 同課 (☎235・939)

クレジットカードが使えます

～国民年金保険料の納付方法～

国民年金保険料は、クレジットカードでも支払いができます。これは、クレジットカード

が国民年金保険料を定期的に立て替え払いし、後日クレジットカードからカード会員の方に請求する方法です。

※金融機関などの窓口でクレジットカードを直接提示し、支払いする方法ではありません。

▽対象の保険料など
クレジットカードで支払いができる保険料は、「定額保険料」と「付加保険料込みの定額保険料」です。※保険料の一部を免除されている、または、過去の未納分は利用できません。また、カード会社への支払い回数は、1回払いのみです(分割払いなどは利用できません)

▽支払い方法
▼1年前前納：4月～翌年3月分の保険料をまとめて4月末に納付。納付金額は17万7980円(3220円割り引き)

▼半年分前納：4月分～9月分の保険料を4月末に、10月～翌年3月の保険料を10月末にそれぞれまとめて納付。納付金額は8万9860円(740円割り引き)

▼毎月納付：毎月の保険料を当月末に納付。割り引きなし

▽申込方法
クレジットカード払いをする場合は、事前に申し込みが必要で、申込用紙に必要事項を記入の上、年金事務所へ提出してください(用紙は年金事務所および保険年金課で配布。また、日本年金機構のホームページからダウンロードできます)。

◎ 厚木年金事務所 国民年金課 (☎223・7171)、市保険年金課 (☎235・4596)。

働く人・働きたい人を支援

街頭労働相談会

市では、かながわ労働センター県央支所と共催で街頭労働相談会を実施します。

若者のための働き方相談

市では、県と共催で「若者のための働き方相談」を実施します。

解雇や雇止め、賃金不払いなど、働く上でのさまざまな問題のほか、年金の相談もできます。

▽日時 10月1日(金)13時～18時(社会保険労務士の相談は15時～18時)

▽会場 ビナプラザ(ビナウォーク3番館1階海老名駅前出入口前)

▽相談内容 解雇・雇止め・賃金不払い・年金・就職支援など

▽費用 無料

※秘密は厳守します。なお、職業紹介は行いません。

◎ 同センター県央支所 課 (☎296・7311)、市商工課 (☎235・4843)。

就職活動についての悩みや不安に、経験豊富なキャリアカウンセラーがきめ細かく丁寧に助言します。応募書類の添削や面接練習もできます。

※求人している会社の紹介はしません。

▽日時 10月15日、11月19日、12月17日、1月21日、2月18日、3月18日の毎週の2月18日、3月18日の毎週の面接練習も可。

国民健康保険被保険者証 10月更新です

現在、海老名市の国民健康保険に加入している方の被保険者証の有効期限は、9月30日までとなっています。10月1日からの新しい被保険者証は、国民健康保険税を元納している世帯と未納額が一定金額以下で分割納付をしている世帯には、9月中旬に「簡易書留

郵便」で送付します。また、同税の未納がある世帯は、保険年金課窓口での交付となりますので、対象世帯にはその旨通知します(新しい被保険者証の有効期限は右表のとおり)。

◆内容変更の手続きはお早めに
住所の変更や職場の健康保険への加入など、被保険者証の内容に変更がある場合は、早めに同課に届け出てください。

＊ ＊ ＊
国民健康保険被保険者証は、一人に1枚交付しています。国民健康保険に加入している証明書ですので、大切に保管してください。なお、今回更新する被保険者証から、法律の改正により被保険者証の裏面に臓器提供意思表示欄が設けられました。

※被保険者証用のケースを保険年金課窓口と各コミセンで配布しています。ご利用ください。

被保険者証の種類	対象	有効期限	更新以降の被保険者証
【退職被保険者証】 (右上に「退職・本人」または「退職・被扶養者」と記載されています)	昭和20年10月2日～21年9月1日に生まれた方 昭和21年9月2日以降に生まれた方	65歳の誕生月の月末(日生まれの人は前月末) 平成23年9月30日	有効期限までに送付します
【一般被保険者証】 (上記以外の被保険者証)	昭和10年10月2日～11年9月30日に生まれた方 上記以外の方	75歳の誕生日の前日 平成23年9月30日	75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に切り替わります。誕生日までに被保険者証を送付します 有効期限までに送付します

※「退職・被扶養者」の有効期限は、「退職・本人」より先に65歳になる場合を除き、「退職・本人」の有効期限を優先します

福祉避難所訓練

海老名災害弱者防災会議と市では、今年度も「福祉避難所訓練」を実施します。

この訓練で、障がい体験し、防災知識の再確認をします。障がいのある方に限らず、一般の方も参加をお願いします。

▽日時 10月3日(日)9時～16時(受付11時～16時)

▽会場 わかば会館

▽内容 AED(自動体外式除細動器)講習、心肺蘇生法、ウォークラリーなど

▽対象 市内在住の方

▽その他 参加無料。手話通訳・要約筆記を希望する場合は、事前に申し出てください。

◎ 9月30日(日)まで直接または電話で商工課 (☎235・4843) へ。

◎ 9月30日(日)まで直接または電話で福祉総務課 (☎235・4800) へ。